

別紙

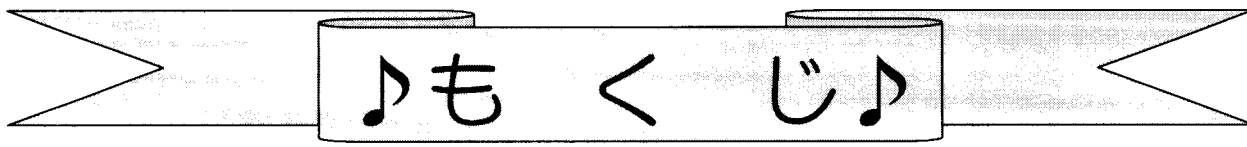
介護職員基礎研修について

【第2版】



平成22年3月

厚生労働省老健局



Q1 ■介護職員基礎研修はどのような経緯で作られたのですか？……………1

Q2 ■介護職員基礎研修はどのようなことを目指していますか？……………1

Q3 ■介護職員基礎研修はどこで受けられますか？……………1

Q4 ■介護職員基礎研修を実施している事業者は全国にどのくらいあるのですか？
また、研修修了者数は全国に何人いますか？……………1

Q5 ■介護職員基礎研修のカリキュラムはどうなっていますか？……………2

Q6 ■介護職員基礎研修の受講料に対する補助はありますか？……………2

Q7 ■介護職員基礎研修を修了したら、どのような仕事ができますか？……………2

Q8 ■既にホームヘルパー研修を修了している人が、介護職員基礎研修を修了するためには
何時間の研修時間が必要でしょうか？……………3

Q9 ■ホームヘルパー研修修了者は訪問介護の仕事ができなくなるのですか？……………3

Q10 ■介護職員基礎研修のほかに、介護職員の資質向上を図る研修などにはどのようなもの
がありますか？……………4

Q11 ■訪問介護員養成研修と介護職員基礎研修との関係は今後どのようになりますか？……………4

Q12 ■介護職員基礎研修事業者になるためにはどのような手続きが必要ですか？……………4

Q13 ■平成21年度介護報酬改定において、介護職員基礎研修修了者への評価はどうなり
ましたか？……………5

Q14 ■介護雇用プログラムを利用して、介護職員基礎研修を受けることは可能ですか？……………6

Q15 ■職業訓練として、介護職員基礎研修(500時間)を受けるためにはどうすればいいで
すか？(一般の方向け)……………6

【資料】

○ 介護職員基礎研修の概要……………7

○ 介護保険制度における介護従事者の資格……………8

○ 受講者の声①……………9

○ 受講者の声②……………10

WHY

介護職員基礎研修に関するよくあるご質問



Q 1 ■ 介護職員基礎研修はどのような経緯で作られたのですか？

- 今後、ますます少子・高齢化が進展するとともに、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加が見込まれる中で、介護保険制度が老後の安心を支える仕組みとして安定的に運営されるよう、介護の仕事に従事する人材を確保するとともに、介護サービスの質の確保・向上を図ることが重要な課題となっています。
- 介護サービスの質の向上を図る上で、介護職員の専門性を高めることが必要であることから、施設、在宅を問わず、介護職員として介護サービスに従事する職員の共通の研修として、平成18年度に「介護職員基礎研修」を創設しました。

WHY



Q 2 ■ 介護職員基礎研修はどのようなことを目指していますか？

- 食事・入浴・排泄といった三大介護中心のケアから、在宅、施設いずれであっても地域における生活全体を支援するという視点のケアへの転換が必要であることから、高齢者の尊厳を支えるケアを確立するうえでの専門職として必要な知識・技術を高め、介護サービスの質の向上を図ることを目的としています。
- また、介護職員基礎研修修了者がその専門性を活かして働けるよう、平成21年度介護報酬改定において、介護報酬上の評価を行うこととしました。詳しい内容については、5ページのQ13をご覧ください。

WHY



Q 3 ■ 介護職員基礎研修はどこで受けられますか？

- 都道府県又は都道府県が指定する事業者が研修を実施しています。詳しくは都道府県の担当部局へお問い合わせください。

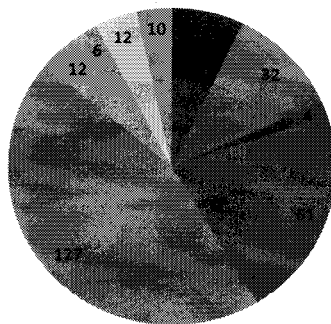
WHY



Q 4 ■ 介護職員基礎研修を実施している事業者は全国にどのくらいあるのですか？

また、研修修了者数は全国に何人いますか？

- 平成21年10月1日現在で284事業者です。また、研修修了者数は平成21年3月31日現在で6,453人です。



- 社会福祉法人(社協以外)
- 社会福祉協議会
- 学校法人
- 医療法人
- 財団法人・社団法人
- 営利法人
- NPO
- 農協・生協
- 地方公共団体
- その他

WHY



Q 5 ■介護職員基礎研修のカリキュラムはどうなっていますか？

- 介護職員基礎研修は、講義・演習を360時間、施設等における実習を140時間の合計500時間の履修が必要です。詳しい内容については、7ページの概要をご覧ください。

WHY



Q 6 ■介護職員基礎研修の受講料に対する補助はありますか？

- 介護職員基礎研修の受講料は、基本的には、受講者の方に御負担いただくこととなっています。
- 受講料の額については、都道府県及び都道府県が指定する研修事業者により異なりますので、都道府県又は都道府県が指定する研修事業者にお問い合わせください。
なお、受講者に一定期間の雇用保険の加入歴があり、かつ、受講する介護職員基礎研修講座が教育訓練給付制度において厚生労働大臣が指定する教育訓練講座であるときは、研修修了後1か月以内に住所を管轄する公共職業安定所に支給申請することにより給付を受けることができます。

教育訓練給付制度の概要

- 働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

<対象者>・雇用保険被保険者である(あった)期間が通算3年以上(但し、初回に限り、1年以上の者)

<給付額>・受講者本人が負担した教育訓練経費の20%相当額【上限10万円】

(但し、4千円を超えない場合は支給不可)

※ 制度の詳細、指定教育訓練講座の検索については、「厚生労働省」のHP

(<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/kyoiku/index.html>) をご参照下さい。

WHY



Q 7 ■介護職員基礎研修を修了したら、どのような仕事ができますか？

- 介護老人福祉施設等の施設や訪問介護員(ホームヘルパー)等として働けます。なお、介護職員基礎研修修了者は、訪問介護員(ホームヘルパー)の任用資格として規定されています。
- また、訪問介護事業所において、訪問介護計画の作成や訪問介護員に対する技術的な指導等を行う「サービス提供責任者」になることができます。



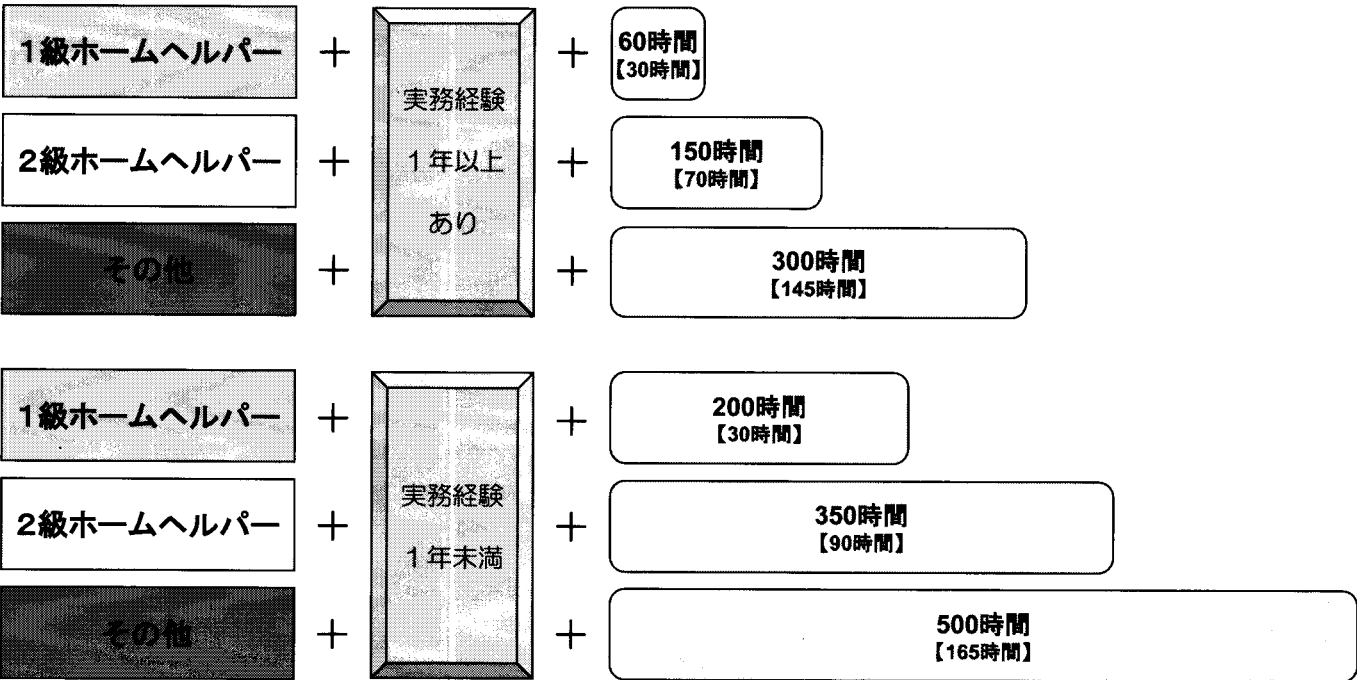
Q 8 ■既にホームヘルパー研修を修了している人が、介護職員基礎研修を修了するためには何時間の研修時間が必要でしょうか？

○ 介護職員基礎研修は、500時間の履修が必要です。ただし、既に訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修を修了している方については、修了済の研修と介護職員基礎研修とで内容が重複する研修科目等の受講が免除されます。

介護職員基礎研修

500時間

介護職員基礎研修修了までに必要とされる受講時間（合計）
【 】については、通信課程で受講できる時間数



Q 9 ■ホームヘルパー研修修了者は訪問介護の仕事ができなくなるのですか？

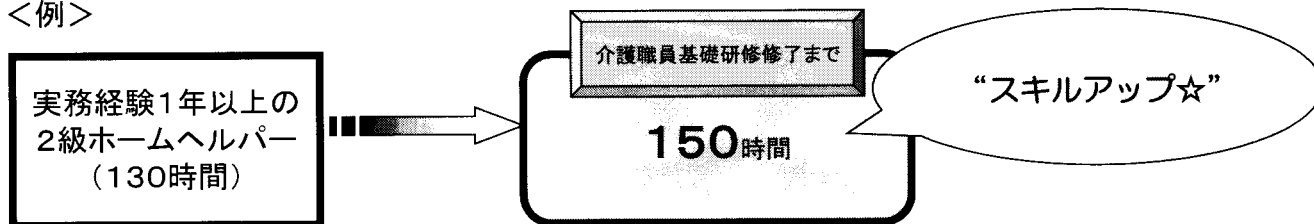
○ 訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修1級、2級課程を修了された方については、これまでどおり訪問介護員として働けます。

WHY Q 1 0 ■介護職員基礎研修のほかに、介護職員の資質向上を図る

研修などにはどのようなものがありますか？

○ 介護職員の資質向上を図る仕組みとしては、国家資格である介護福祉士の資格取得、ホームヘルパー等の職能団体による研修や各事業者が行う研修があります。なお、既に訪問介護員養成研修を修了されている方については、介護職員基礎研修の一部免除（2級課程修了+1年以上の実務経験の方→150時間を履修）により短時間の履修で介護職員基礎研修を受講することが可能であり、認知症ケアや医療・看護との連携等の内容が含まれており、スキルアップ等にもつながるものと考えます。

<例>



WHY Q 1 1 ■訪問介護員養成研修と介護職員基礎研修との関係は

今後どのようになりますか？

○ 平成24年度を目途に、現在の訪問介護員養成研修1級課程を介護職員基礎研修に一元化することとしています。
なお、介護職員基礎研修の実施状況や、昨今、介護職員の人材確保が困難であるという状況にあることから、当分の間、訪問介護員養成研修2級課程を存続することとしています。

WHY Q 1 2 ■介護職員基礎研修事業者になるためにはどのような

手続きが必要ですか？

○ 介護職員基礎研修事業者の指定事務は、都道府県で行っており、具体的な要件等についても、各都道府県において要綱等において定めております。
具体的な手続き等については、研修事業を実施する都道府県の担当部局にお尋ねください。

○ なお、通信課程等の実施により複数の都道府県にまたがって研修事業を実施する場合の事業者の指定については、以下のケースが考えられます。

- ① 本部や本校と支所等の各事業所とが独立して、研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講生の募集も各々の都道府県において行うなど、事業として別個のものと同認められる場合には、各事業所の所在地の都道府県で指定。
- ② 本部や本校において、研修実施場所、研修講師等の確保を一体的に実施し、支所等の各事業所は研修場所の提供や受講者との調整等のみを行い、研修実施に係る責任の所在がない場合については、主たる事業所等の所在地の都道府県で指定。



Q 1 3 ■平成 2 1 年度介護報酬改定において、介護職員基礎研修

修了者への評価はどうなりましたか？

- 平成21年度介護報酬改定において、介護従事者の専門性等に係る適切な評価及びキャリアアップを推進する観点から、専門的な資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行うこととし、介護職員基礎研修の受講を促進しています。
- 評価の具体的な内容については、下表をご覧ください。

特定事業所加算（訪問介護）

- 特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数の20%を加算
- 特定事業所加算（Ⅱ） 所定単位数の10%を加算 ⇒ 算定要件の見直し
- 特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位数の10%を加算

※ 算定要件

【特定事業所加算（Ⅰ）】

体制要件、人材要件（①及び②）、重度要介護者等対応要件のいずれにも適合

【特定事業所加算（Ⅱ）】

体制要件、人材要件（①又は②）のいずれにも適合

【特定事業所加算（Ⅲ）】

体制要件、重度要介護者等対応要件のいずれにも適合

<人材要件>

- ① 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員の合計が50%以上であること。
- ② すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員であること。ただし、居宅サービス基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、2人以上のサービス提供責任者が常勤であること。

* <体制要件>、<重度要介護者等対応要件>については、省略

注 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）は、いずれか一つのみを算定することができる。

サービス提供体制強化加算

サービス	要件	単位
訪問入浴介護	○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士が30%以上配置されていること。	24単位/回
夜間対応型訪問介護	② 介護福祉士及び介護職員基礎研修修了者の合計が50%以上配置されていること。	12単位/回 (包括型 84単位/人・月)

WHY



Q 1 4 ■介護雇用プログラムを利用して、介護職員基礎研修を

受けることは可能ですか？

- 介護雇用プログラムを利用するには、介護事業所と労働者との間で1年以内の雇用契約を締結することが前提になります。
- その上で、プログラム利用者は、養成機関に通って、介護職員基礎研修を受講することができます。利用者は、養成機関に通っている時間も給与を受けることができ、研修の受講料負担もありません。
- 介護雇用プログラムは、地方公共団体からの委託を受けた事業所においてのみ利用可能となります。受講を希望される方は、まずは都道府県の担当部局へお問い合わせください。

介護雇用プログラムとは？

求職者が、養成機関での受講時間も含めて給与を得て働きながら介護資格を取得するプログラム。

- 地方公共団体から委託を受けた介護事業者等が、1年以内(介護福祉士を目指す場合は1回更新可で、最長2年)の雇用契約で採用
- その間、プログラム利用者は養成機関に通って、介護職員基礎研修等の資格を取得することが可能
- 講座受講のない日時は、事業所で働く
- 資格取得後も、雇用契約終了まで、事業所で働く

WHY



Q 1 5 ■職業訓練として、介護職員基礎研修（500時間）を受け

るためにはどうすればいいですか？（一般の方向け）

- 仕事をお探しの方が介護職員基礎研修を受けるには、主に雇用保険を受給できる方を対象とした公共職業訓練と、雇用保険を受給できない方を対象とした緊急人材育成支援事業による職業訓練（基金訓練）が用意されており、いずれも無料（テキスト代等を除く。）で受けることができます。また、訓練期間中の生活保障として、雇用保険を受給できる方は、延長して給付を受けることができる場合があり、雇用保険を受給できない方は、一定の要件を満たせば、月額10万円、扶養家族を有する方は月額12万円の給付をうけることができます。
- なお、雇用保険を受給できる方を対象として、（財）介護労働安定センターにおいても、介護職員基礎研修を実施しています。この訓練も無料（テキスト代等を除く。）で受けることができ、訓練期間中は延長して給付を受けることができます。
- これらの訓練は、いずれもハローワークで申込み手続きをします。

介護職員基礎研修の概要

○目的

介護職員基礎研修は、介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務にあたる上での基本姿勢、基礎的な知識・技術等を修得させるとともに、介護職員については将来的には、任用資格は介護福祉士を基本とすべきであることを踏まえて、より専門的な知識・技術を修得するための機会とすることを目的とする。

○実施主体

介護職員基礎研修の実施主体は、都道府県知事又は都道府県知事の指定した者とする。

○対象者

介護福祉士資格を所持しない者で、今後介護職員として従事しようとする者若しくは現任の介護職員とする。

○研修科目及び研修時間数等

別表のとおり

○その他

- ・訪問介護員養成研修修了者については、受講科目を一部免除。各科目ごとに研修機関が修得度を評価。
- ・研修事業者が教育体制（講師、設備等）等の情報項目を開示。
- ・認知症高齢者へのケアや医療・看護との連携等に関する内容を充実。
- ・講義と演習を一体的に実施

別表

< 500時間 >

基礎理解とその展開（360時間）

－講義・演習を一体的に実施－

- | |
|----------------------------------|
| 1. 生活支援の理念と介護における尊厳の理解 (30H) |
| 2. 老人、障害者等が活用する制度及びサービスの理解 (30H) |
| 3. 老人、障害者等の疾病、障害等に関する理解 (30H) |
| 4. 認知症の理解 (30H) |
| 5. 介護におけるコミュニケーションと介護技術 (90H) |
| 6. 生活支援と家事援助技術 (30H) |
| 7. 医療及び看護を提供する者との連携 (30H) |
| 8. 介護における社会福祉援助技術 (30H) |
| 9. 生活支援のためのアセスメントと計画 (30H) |
| 10. 介護職員の倫理と職務 (30H) |

+

実習（140時間）

介護保険制度における介護従事者の資格

<国家資格>

介護福祉士

<上級レベル>

サービス提供責任者
主任介護職員
訪問介護員(常勤) 等

介護職員基礎研修

<中級レベル>

サービス提供責任者 等

訪問介護員(ホームヘルパー)
養成研修1級課程

H24年度を目
途に介護職員基
礎研修に一元化
する予定

<初級レベル>

訪問介護員(新人) 等

訪問介護員(ホームヘルパー)
養成研修2級課程

訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修
3級課程

H21.4~
介護報酬算定外



受講者の声①



500時間コース受講

- “500時間”長いと思っていた時間もあっという間に終わりました。無事に終了することができたのは、講師、施設の方々、同じ受講者の助けがあったと思います。実習で感じたのはどの職員の方も介護に自信と誇りを持って仕事をしている姿です。自分もそういう介護職員になれるよう頑張りたいと思いました。

(平成20年度受講者)

500時間コース受講

- 不安いっぱい実習に行って、入所者の人々どのように接することができるか、という事が大きな心配でしたが、毎日の講義と実技の積み重ねで、割とスーッと入って行く事ができた時、500時間の力のようなものを感じる事ができたように思いました。

(平成20年度受講者)

500時間コース受講

- 最初はなぜこんなに時間をかけて基本的な人権の尊重や人間の尊厳について不思議に思っていた。皆当たり前前にわかっているからと考えていた。しかし、実習にいった初めてあれほど座学に時間をかけている理由がわかった。現場に行くと大切な基本的な姿勢を忘れてしまいがちだからだ。すべての学習において基礎的なことから応用までしっかり学ぶことができた。基礎がなければ応用ができない。そういう意味でもこの基礎研修を介護に携わるであろう多くの方が受講すべきだと思った。

(平成20年度受講者)

150時間コース受講

- 現在できる次への大きなステップとして、「基礎研修」の受講を決意しました。私の将来の夢、目標は、地域福祉をもっと豊かなものにするためのお手伝いをする事。「顔の見える福祉」といいますか、地域の方々に信頼される介護を実現させていきたいと思っています。そのためには、確かなプロとしての知識・技術に裏づけられたサービスを提供していかなければなりません。この研修で学ぶテーマは、どれも地域福祉の現場で必要とされるものばかりです。ここで勉強したことをしっかりと活かしていきたいと思っています。

(平成19年度受講者)

150時間コース受講

- 「基礎研修」には、勤めている事業所からのすすめで受講しました。内容的にとっても魅力のある研修です。研修を受講して感じる事としては、以前受けたヘルパー2級の講習とは違った緊張感がありますね。すぐ実践できるように教えていただけなので、自然と学ぶ側の姿勢も真剣になります。介護の業界は今めまぐるしく変化しています。その変化の波に対応していけるよう、これからもっと勉強して、いろんなことを吸収していきたい。この「基礎研修」をはじめとして、介護に関するあらゆる資格の取得にチャレンジしていきたいと思っています。

(平成19年度受講者)

150時間コース受講

- 専門的な内容を時間をかけて学ぶ事が出来て、今後もこの介護の業界で仕事をしていく上で、自分自身の懐が深くなりました。身体介護の経験が不足していたので、今回の研修で再勉強を期待していました。少数なので何度も反復練習をする時間がいただけで、自分の身になるまで行えたので良かったです。

(平成20年度受講者)

- 日ごろ職務に追われている職員程、率先して受講してください。書く事、読む事、考える事、討論する事の大切さを再確認します。

(平成21年度受講者)



受講者の声②



150時間コース受講

- あまり関心のなかった事柄や項目にも触れ、勉強することが出来、少しずつ関心がわいたような気がします。また、今まで現場でやってきた事が、ああこれでよかったんだと再確認できたことも大きな収穫だったと思います。どうしたら能率よく楽に出来るかを再確認できた実技でした。また、今まであやふやだったことも再確認できました。

(平成20年度受講者)

150時間コース受講

- ヘルパー2級とは違い、とっても中身の濃い講義でした。今一度振り返り、仕事に大変役立つ介護力をつけ、利用者さんに信頼されて喜んで過ごしていただきたいと思います。

(平成20年度受講者)

- 介護におけるコミュニケーションと介護技術では、仕事をしていく上で非常に役立ちました。

(平成21年度受講者)

60時間コース受講

- この「基礎研修」を受けようと思ったのは、介護サービスのプロとして、もっとレベルアップしたいという気持ちからです。また、ヘルパー1級の資格を取得してもう5年近くなりますし、過去に学んだことのおさらいをする意味でもよい機会だと思いました。ここの講義は、実務につながるいい講義だと思います。一方的に聞くだけでなく、自分たちも演習に参加して身につけられますし、実際の現場で困ったことなどを先生に直接相談・質問したりすることもできます。今後は、ここで学んだたくさんのことを社内のスタッフに伝え、それぞれのサービスの質の向上に役立ててもらえるようにしていきたいと思えます。

(平成19年度受講者)

60時間コース受講

- 普段仕事をしている中で、忘れていたことを再認識するという大事なことを思い出させていただいたと思います。(初心を忘れていたので・・・)学んだことをこれからの仕事に役立てたいと思います。

(平成21年度受講者)

- 実態に即した形で講義が行われたことはとてもよかった。また、演習も実例をもとに説明してもらい、理解を深めることができました。AEDの使用方法、心肺蘇生法訓練用マネキンを使用するの救命法など再確認でき良かったと思います。

(平成21年度受講者)

60時間コース受講

- 講師の一言、一言が共感できて、それを目指したいと思いました。手洗いの仕方(一行為)、医療機器の使い方など目からウロコでした。今回の研修すべてが、私にとって気持ちを新たに、聞くと云うことの大切さを教えてくれているように感じています。今後も研修で学んだことを忘れずにレベルの高いサービスを心がけていこうと思えます。

(平成21年度受講者)

- 事例検討で発表させて頂き、以前にも増し仕事への意欲が出てきた自分に驚いております。

(平成21年度受講者)

60時間コース受講

- じっくりと相手の話を聞いてあげるといことが精神面、身体面に大きく影響し、相手や自分が今より成長することを学んだような気がします。救命時の心臓マッサージ回数が、最近15回から30回に変わっているなど、変化していることを知ることができた。

(平成21年度受講者)

- 日頃、何気なく介護し、でも失敗のない介護を心がけるだけだったのを、もっと専門的に心がけながら仕事をしなくてはと思いました。特に医療及び看護の科目はとても勉強になりました。

(平成21年度受講者)

5. 同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて

- 同居家族がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについては、平成21年12月25日付老振発第1224第1号老健局振興課長通知（別紙参照）においてご案内したとおり、依然として同居家族等の有無のみにより生活援助の提供が判断されているという指摘があることから、従前、老健局振興課事務連絡や過去の本会議の場において周知していたものを、改めて周知徹底したものである。この主旨を十分踏まえ、今後適切な取扱いが推進されるよう、各市町村に対し周知徹底願いたい。
- また、今般の通知には、利用者向けに訪問介護サービスの内容をご案内するチラシを参考までに添付しており、市町村において積極的に活用されるよう周知願いたい。